

## 茨木市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

大阪府やハローワークなどの関係機関と連携し、地元企業の参画を得た就職面接会の開催や職業能力のスキルアップを図る講座を実施するとともに、失業中の市民の正規雇用を促進する奨励金制度を本市独自予算により実施するなど、雇用・就労支援に取り組んでいるところです。

また、国の緊急雇用対策事業につきましては、その事業趣旨に添って事業を展開しているところです。

なお、現在国が実施している教育訓練を合わせたセーフティネットにつきましては、その制度内容等を参考に研究してまいりたいと考えております。

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

就労支援を必要とされている人に対しましては、福祉部門と連携した就職に係る相談や障害のある方を対象とした就職面接会を開催するとともに、就職に向けたスキルアップ講座などを実施しているところです。今後とも、大阪府やハローワークなどの関係機関と連携して、就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成21年10月から、離職者であって就労能力及び就労意欲があり、住宅を喪失している方又は喪失する恐れのある方を対象に、住宅手当緊急特別措置事業が実施されており、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行ってまいります。

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行う

こと。

(回答)

改正最低賃金法などの各種労働法制を周知するため、ホームページや市広報誌に掲載するとともに、事業主や労務担当者を対象とした労働法制に関するセミナーを開催しているところです。今後とも、労働者の雇用に関する法令等の周知に努めてまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本市の総合評価方式につきましては、評価項目として「安心して働く環境の整備」のほか「福祉への配慮」「環境への配慮」「地域貢献」「災害時の業務体制」とし、社会的価値を評価しております。なお、リビングウェイジ額を契約書・仕様書に定めることは、契約の原則や最低賃金法との関係から困難であると考えております。また、業種の拡大につきましては、現在清掃を含む建物管理業務において試行実施しているところであり、現時点では検討は行っておりません。

公契約条例につきましては、国の法整備が優先されるべきものと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう充実を図ること。

(回答)

ワーク・ライフ・バランスについては、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など様々な活動に関し、自ら希望するバランスで展開できるように男女共同参画情報誌などで周知しているところであり、平成21年度は、講演会を開催するとともに市民や企業の方を対象にリーフレットを作成し、周知を行いました。

また、本市の「男女共同参画計画」でも、基本的方向「家庭・地域活動への男女共同参画の促進」の具体的施策として「家庭生活への男性の参画の促進」などを挙げており、さらに策定中の「次世代育成支援行動計画」の後期計画におきましても、市民や事業所への啓発に努めることを明記するなど、仕事と子育てが両立する社会を実現するための施策を推進してまいりたいと考え

ております。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

### (回答)

本市域にある「彩都ライフサイエンスパーク」を中核として、北大阪へのバイオの研究・開発を行うベンチャー企業やバイオ・ライフサイエンス関連産業のさらなる集積をめざして、大阪府や大阪大学などとともに取り組んでいるところです。

また、ものづくりB2Bセンターには本市に本拠を置く金融機関も参画しており、中小・地場企業のビジネスチャンスの拡大につながる取り組みであることから、企業訪問や経営相談の場を活用し、同センターのさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、府や茨木商工会議所などの関係機関と連携を図りながら、集積産業と中小・地場企業とのマッチングや産学官連携を促進する方策等につきまして研究してまいりたいと考えております。

### (2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

### (回答)

本市におきましては、企業立地支援チームを設置し、市内企業への訪問活動等を通じて、企業ニーズや動向の把握、企業立地奨励金などの支援施策の周知を図るとともに、企業に対するワンストップ窓口として利便性の提供などを行っているところです。

今後とも、大阪府などの関係機関と連携を図りながら、企業活動への総合的な支援を実施することにより、企業誘致及び市内企業の流出防止に努めてまいりたいと考えております。

### (3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

### (回答)

本市におきましては、市内商工事業者の現状やニーズ等を把握するため、平成20年度にアンケート調査やヒアリング調査を実施したところです。今後、その調査内容等も踏まえ、商工業振興

施策を実施してまいりたいと考えております。

また、工事請負契約や物品購入等の契約に際しては、地元業者の育成という観点を踏まえ、指名業者の選考を行っております。その一環として、地元業者を優先して指名する市内業者優先指名枠を設けるなど、可能な限り地元業者を指名し、受注機会が拡大されるよう努めております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き上げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な適用について指導を強化すること。

(回答)

本市発注工事において、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、下請二法や下請ガイドライン等の趣旨を踏まえ、文書で指導を行っております。

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

平成22年度から実施する新たな行財政改革推進プランにおいては、現行の行財政改革推進プランと同様、中期的なスパンでの具体的な取り組みと目標値を設定してまいります。

また、新たな行財政改革推進プランの策定にあたっては、パブリックコメントを実施し市民からの意見を広く求めていくほか、行財政改革への取り組みについても各年度ごとの推進結果を公表するなど、住民に対する理解を深めてもらうよう努めております。

今後とも引き続き、市民の理解を得ながら行財政改革に取り組んでまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

現在、幅広い市民の意見を市政運営に生かすとともに、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、パブリックコメント制度を導入しております。この制度を活用することで、市民やNPO等からの有効な意見や提言を市政に反映できるよう取り組んでまいります。

また、市民活動団体やNPOからの提案を具体的な事業とするための「提案型公募事業」の創設を検討してまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

(回答)

権限移譲につきましては、市民に最も身近な基礎自治体として、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざす地方分権改革の趣旨に沿い、より一層の市民サービスの向上につながる権限委譲を進めるとともに、それに伴う財源についても、引き続き国や府に要望してまいります。

(3) - 大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

大阪府・市町村分権協議会では、国の地方分権改革推進委員会における第1次勧告を踏まえた委譲候補事務を選定しているとともに、大阪府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に委譲することを最終的な目標としております。

本市におきましては、事務権限の委譲を受けることによって、暮らしに身近な行政サービスをよりきめ細かに提供でき、事務処理手続きが簡素化されるなど、市民サービスの向上につながる事務につきまして、計画的に事務権限の委譲を進めてまいりたいと考えております。

なお、権限委譲に伴う行政サービスの変化につきましては、広報誌やホームページなどを活用して、その周知に努めてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

府との重複した事業につきましては、事務の効率的・効果的な執行を図る観点から十分な検証を行うとともに、行政評価を活用して事務事業の積極的な見直しに取り組んでまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

真の地方分権を確立するための地方税財政の充実確保に向け、国と地方の事務配分を踏まえ、消費税を基本に国から地方へのさらなる税源委譲を行い、地方一般財源の充実確保が図られるよう、大阪府市長会を通じて国へ要望しております。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価については、事務担当者自らが実施した事業を点検・評価し、市民サービスの水準及び事務の効率性を向上させる改善策を検討することを目的として取り組んでおります。平成20年度実施事業の行政評価では初めて調査票をそのまま公表するとともに、指定管理者が管理する公の施設に対する評価も実施しその内容を公表しております。

行政評価については、市民に分かりやすいものとなるよう今後もその改善に取り組んでまいります。そのなかで、第三者による外部評価システムの導入についてもその是非等について研究してまいります。

#### 4 . 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療の充実につきましては、三島保健医療協議会など関係機関と協議・検討しているところであり、医療従事者の職場環境の整備につきましても、これまでから関係機関と協議・検討を続けておりますが、医療体制の整備にあたって、今後とも大阪府や国に支援を求めてまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこ

と。

(回答)

平成21年10月から福祉・介護人材の処遇改善を目的とした国の介護職員処遇改善交付金の支給が実施され、申請窓口となる大阪府では、介護事業者からの申請により、介護職員の賃金改善、処遇全般、教育・研修、職場環境等の改善計画内容を審査のうえ、交付金を支給決定されております。

本市におきましては、市内介護サービス事業所への介護職員処遇改善交付金制度の周知について、情報提供に努めております。

また、茨木市高齢者サービス事業所連絡会や茨木社会福祉法人連絡会が行う合同福祉就職フェアなどについても、引き続き連携を図ってまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害者自立支援法施行後において、利用者負担の軽減措置の拡充やサービス事業者に対する激変緩和措置等の特別対策が講じられております。

本市におきましては、平成20年度よりガイドヘルパー養成研修を実施するなど障害者支援の充実を図っております。

また、政府の新年度予算におきましては、新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得者に対して福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする予算案が示されております。今後とも国の動きに注視するとともに、利用者に混乱を来さないよう事業の円滑な実施に努めてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

労働者の心の健康問題は、職場のみならず家庭や生活環境等のストレス、個人的要因などが複雑に関連し健康問題を引き起こすため、医療だけでなく多岐にわたる対応が必要となっております。

本市におきましては、市内労働者等を対象に茨木地域産業保健センターが実施している健康な

んでも相談の周知に努めているところですが、メンタルヘルスに関する周知・啓発を図るため、リーフレットの作成・配布やセミナーの開催なども検討するとともに、大阪府と連携してまいります。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

### (1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

### (回答)

これまで「次世代育成支援行動計画」に基づき様々な子育て支援サービスの充実を図ってまいったところですが、市民意向調査などの結果によりますと、さらなる充実が求められております。

今後も、市民のニーズを踏まえながら、地域における子育て支援サービスの充実を努め、現在策定中の「次世代育成支援行動計画」の後期計画に基づきすべての家庭が安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

### (2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

### (回答)

平成23年度以降も交付金の継続を府に要望するとともに、府の動向を注視しながら、内容については精査・検討してまいりたいと考えております。

### (3) (35人学級の維持と子どもの成長に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

### (回答)

大阪府は、小学校1・2年生において平成16年度より35人学級を段階的に実施し、19年度より



完全実施しておりますが、他の学年の学級定数の引き下げにつきましては、引き続き国・府に要望してまいります。

近年、少子高齢化の到来や産業経済の構造的変化などの社会の変化を背景に、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化しており、若者の勤労観・職業観の未熟さ、社会人・職業人としての基本的な資質・能力の低下などが問題になっております。そのため、児童・生徒の勤労観・職業観を育てるために、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の推進が求められていると認識しております。

小中学校における「キャリア教育」につきましては、小学校段階では、生き方の基盤づくりの時期として、児童が将来の夢や希望をもち目標に向かって努力する態度を培い、中学校段階では、自分の生き方を考える時期として、様々な職業の社会的意義を理解するとともに自らの体験を通して直接的に社会との接点を学ぶことで、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を進めております。

#### (4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

#### (回答)

就学援助制度については、その趣旨に則り、公平で適正な援助が行われるよう努めておりますが、拡充については困難です。

現在文部科学省は、国公立高校生がいる世帯に対し授業料相当額を、私立高校生がいる世帯に対しても同等額を助成するための予算要求を行っております。また、低所得世帯に対して入学金や教科書費等を助成する給付型の奨学金についても予算要求を行っており、その動向を注視してまいります。

なお、本市におきましては、独自に低所得世帯を対象とした給付型の奨学金を実施しておりますが、国・府に対しても施策の実施を要望してまいります。

#### (5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

#### (回答)

本市の相談機能の充実を図るため、平成20年度より子育て支援総合センターに「こども相談室」を設置し、通告等の対応を行っております。

また、茨木市要保護児童対策地域協議会を設置し、大阪府吹田子ども家庭センターなど関係機関と連携・調整を図りながら、ネットワークの機能強化に努めております。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

市町村において基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの業務の実施を市町村の努力義務と課せられたことで、都道府県だけでなく、国と自治体が協力して、きめ細かな施策を講じていく必要があると考えております。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、本市といたしましても大阪府と連携を図りながら相談機能も強化しており、今後も適切に対応してまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年3月に「茨木市男女共同参画計画」を策定しております。その計画をもとに各種の施策を推進するなかで、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んでいるところです。

また平成23年度におきましては、「茨木市男女共同参画計画」が10年を迎えることから各事業の見直しを図り、市民とともに男女共同参画社会の形成に向けた施策を充実してまいりたいと考えております。

今後も、男女共同参画社会推進の拠点施設である男女共生センターローズWAMを中心に、男女共同参画計画の趣旨に則り、男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

## 6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

現在、市民に対しては住宅用太陽光発電システムの設置補助、環境家計簿の普及等の啓発を行い、事業所に対しては環境管理制度認証取得事業補助などを実施しております。平成20年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、市が行う事務・事業に関する「地球温暖化対策実行計画」に、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を定めることなどが追加されました。

平成21年6月には環境省から策定マニュアルが示されましたので、今後、その策定に向けて検討してまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市におきましては、平成22年度を目標年度として平成12年度比20%のごみ減量をめざしてごみの減量化・再資源化に取り組んでおり、平成19年4月から「ごみ袋の透明化」「缶びんペットボトルの品目別収集」「古紙収集」を実施しております。

リサイクル率の向上については資源物の分別が重要な取り組みとなることから、今後とも市民・事業者に対して3Rによるごみの減量化・再資源化の啓発に努め、リサイクル率の向上を図ってまいります。

食品廃棄物についても、市民・事業者に対して3Rによるごみ減量化の啓発に努め、食品廃棄物を有効活用できる生ごみ処理容器等設置補助金も継続してまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

市域10ヶ所に備蓄倉庫を設け、随時食糧や医薬品などの点検と更新を行っております。

また、地域住民の訓練参加につきましては、毎年“防災とボランティア週間”に、自主防災組織等と協力し3,000人規模の「市民震災訓練」を実施しております。

避難場所等に関しましては、広域避難所2ヶ所、一時避難所13ヶ所、さらに指定避難所として75ヶ所を選定し、それぞれ誘導標識を2ヶ所以上設置しています。

緊急医療体制といたしましては、茨木市医師会等と連携し、震度6弱以上の場合には、即座に応急救護所10ヶ所を設置できる体制を整備するとともに、土石災害予警報システムなどにより土

石流をはじめとする土砂災害にも備えております。

(3)- 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校施設は災害時の一時避難所となるとともに多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全な学習環境を確保することが必要と考えておりますので、これからも計画的に耐震補強工事に取り組んでまいります。

住宅等の耐震に係る補助制度につきまして、昭和56年5月末以前に建築された木造住宅には、一定の条件を満たせば、耐震診断費用の90%（上限45,000円）、耐震改修費用の15.2%（上限600,000円）を補助しております。また、共同住宅及び特定建築物の耐震診断につきましては、共同住宅は1戸あたり25,000円、特定建築物は診断費用の50%（いずれも上限1,000,000円）を補助しており、耐震化の促進を図るため拡充に努めるとともに、広報やホームページへの掲載、窓口や催し会場でのパンフレットの配布等を行い周知を行っております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、茨木警察署に「茨木市安全なまちづくり推進協議会」が設置され、市民・警察・学校・事業者・市が一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるところです。

また、平成17年10月から多発する子どもや学校を狙った犯罪をはじめひったくり等の街頭犯罪を未然に防止することを目的に、茨木防犯協会各支部において、青色防犯パトロール車による市内の巡回パトロールを実施していただいております。

さらに平成18年度から、より安心・安全なまちづくりを推進するため、本市でこの青色防犯パトロール車3台を購入して防犯協会へ貸与し、地域の自主的な防犯活動を推進するため、自主防犯パトロールに活用いただいております。

子どもたちが安心できる安全なまちづくりを一層推し進めるために、地域ボランティア（地域の方・自治会・PTA等）の協力を得て登下校時に校区内の巡視活動や定点監視等の見守り活動を行う、子どもの安全見守り隊を全小学校区で組織しております。また、市として各見守り隊の

活動を充実させるため、交付金の交付やグッズ等の支給を行っております。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

街づくりにおける道路につきましては、鉄道駅や公共施設周辺、学校・病院などの施設周辺を重点的にバリアフリー化を進めており、早期の改善を図っていきたいと考えております。道路整備につきましては、地域活動を活性化するための重要な基盤であり、交通混雑の解消や安全対策の推進、災害時の避難・復旧活動等を支える機能と考えており、その整備効果・緊急性等を勘案し、順次取り組んでいるところです。開かずの踏切につきましても、大阪府や鉄道事業者と協力し、かしこい踏切の採用等の改善を行っております。

公共交通機関利用促進のためのPR活動につきましては、本市のホームページや広報誌などを活用し、今まで以上により広くより分かりやすい啓発を行ってまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害救済法（仮称）の早期成立につきましては、「人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立するため、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある人権救済に関する法制度の確立や、地域レベルにおける人権侵害に対して迅速かつ効果的にきめ細かく対応できるよう、地方人権委員会の組織化など法的措置を早急に講じられたい」旨を大阪府市長会及び大阪府と連携して国に要望しております。

また、市民に対する啓発につきましては、講演会や研修会、広報誌・ホームページ・啓発冊子など、あらゆる機会を捉えて啓発を行っております。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、昭和59年12月に市議会で決議されました「非核平和都市宣言」の趣旨を尊重し、市民意識の高揚のため、啓発を中心とした施策の推進に努めております。

具体的には、懸垂幕の掲出、宣言文パネル板の市内公共施設での掲示、非核平和展・巡回非核平和パネル展、非核平和街頭キャンペーン、ビデオの貸出などに取り組み、市民一人ひとりに非核平和の大切さと理解を深めていただけるよう努めております。